議員提出議案第２号

四條畷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり四條畷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつき、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求める。

令和８年１２月１日　提出

四條畷市議会
（代表者）島　　弘　一
吉　田　涼　子
藤　本　美佐子

提案理由

市議会議員に対して支給される期末手当について、一般職の職員に準じ、支給割合を改正したく、本案を提案した。

四條畷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第１条　四條畷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成２０年条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「１００分の２３２．５」を「１００分の２３７．５」に改める。

第２条　四條畷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「１００分の２３７．５」を「１００分の２３５．０」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　第１条の規定による改正後の四條畷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和８年１２月１日から適用する。

（期末手当の内払）

３　新条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の四條畷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。